

尼崎市農業公園における生物多様性に基づく環境学習実施業務委託事業者 募集要項

(趣旨) 尼崎市農業公園(以下「農業公園」という。)の魅力を高め来園を促す取組として、再整備後の農業公園ではソフト事業の充実を図ることとしている。農業公園のヒメボタルをはじめとしたさまざまな生物が生息する環境を活かし、生物多様性の観点での環境学習などを実施することで、市民の環境問題に関する知識の普及と意識の向上を図る。

1 概要

(1) 業務名

尼崎市農業公園における生物多様性に基づく環境学習実施業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 内容

別紙「尼崎市農業公園における生物多様性に基づく環境学習実施業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、本業務を同一事業者が継続して業務を実施することにより、本業務に係る経験及び知識を蓄積することができ、本業務がより効率的かつ効果的となることから、業務について特段の支障がなく本業務の適正な履行が確認された場合、初年度を含んで3年間、同一事業者との契約更新を行う。契約は1年毎で当該年度の予算の範囲内で随意契約を行う。

なお、本業務の実施については本市議会において令和6年度予算成立が前提となるため、予算不成立の場合は本業務を実施できないことから、プロポーザル参加者に損害が生じた場合でも本市はその損害の負担を負わないものとする。

(4) 提案上限金額

年額 979,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※見積金額が提案上限金額を超える場合は、失格とする。

(5) 契約方法

公募型企画提案(プロポーザル方式)による随意契約

(6) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い。

2 応募資格

本業務の実施に必要な能力を有するもので、企画提案書提出日現在で、次に掲げるすべての要件を満たすものを対象とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当しないものであること。

(2) 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されたもの。または名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出できるものとする。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 共同事業体(JV)の場合は、全ての構成員が必要。

- (イ) 法人等の業務（事業）報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 本市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていないものであること。
 - (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - (5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - (6) 法令等に違反していないこと。
 - (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立がなされていないものであること。
 - (8) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
 - (9) 暴力団対策法第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。
 - (10) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。

3 スケジュール

- (1) 募集要項の公表 令和6年2月5日（月）
- (2) 質問票の受付期限 令和6年2月13日（火）
- (3) 質問の回答 令和6年2月19日（月）
- (4) 企画提案書の提出期限 令和6年3月4日（月）
- (5) プレゼンテーション 令和6年3月中旬予定
- (6) 選定結果の通知 令和6年3月下旬予定
- (7) 契約締結に係る協議 選定結果（採択）通知後に実施
- (8) 業務委託契約の締結 令和6年4月1日付けで契約を締結

4 プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

- ① 提出時期
令和6年2月5日（月）～令和6年3月4日（月）
受付時間 午前9時～午後5時30分（ただし土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ② 提出書類
ア 企画提案書（様式1）
イ 尼崎市農業公園における生物多様性に基づく環境学習実施業務委託事業計画書（様式2）
ウ 登記簿謄本（原本）
エ 見積書（様式4）
オ その他必要書類

- ③ 提出部数
5部（正本1部、副本4部）なお、登記簿謄本の副本については、コピーで差し支えない。
- ④ 提出方法
持参とする。
郵送（メール便を含む）・FAX・電子メールによる送付は受け付けないので注意すること。
- ⑤ 提出先
尼崎市 経済環境局 経済部 農政課
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市役所中館5階
Tel 06-6489-6542
- ⑥ その他
ア 採否に関わらず、提出された書類は返却しない。
イ 企画提案競技に関して応募に要する経費は、応募者の負担とする。

5 質問等の受付

質問は所定の様式（様式3）により、下記(2)に記載している電子メールアドレス宛てに、件名を「プロポーザル質問〇〇〇（法人等名）」と入力の上、送信してください。来庁、電話等による受付は行いません。また質問を送付した場合、速やかに電話にて到達確認をしてください。

(1) 受付期限

令和6年2月13日（火）

(2) 提出先

尼崎市 経済環境局 経済部 農政課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市役所中館5階

電子メールアドレス： ama-nosei@city.amagasaki.hyogo.jp

(3) 回答方法

質問者の個人情報を除いた上で、本市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表する。

6 契約候補者の選定

公募型企画提案（プロポーザル方式）とし、「尼崎市農業公園における生物多様性に基づく環境学習実施業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）」の選定結果により決定する。

(1) 選定方法

応募者によるプレゼンテーションを実施し、選定会議において選定する。

① 実施予定日 令和6年3月中旬予定

なお、個別の集合時間及び説明開始時刻については、対象者に郵便で通知する。

② 場所

尼崎市役所内で予定

③ 説明方法

応募者ごとに説明する。（説明時間15分、質疑15分）

④ 結果通知

選定結果については、後日、郵便で通知する。

(2) 選定基準

企画内容及び業務体制・能力等について、総合的な観点から選定を行う。

なお、市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から一定の加点を行う。また、市外事業者も含め、事業実施にあたって市内在住者を雇用するなど地域経済の活性化が図られる配慮を行う提案があった場合には一定の加点を行うこととする。

(3) 契約候補者の選定と契約

- ① 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定する。
- ② 応募者が1者の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- ③ 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務における、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議する。
- ④ 契約候補者が契約の締結を辞退した場合、また契約締結時までに応募要件を欠いていることが判明した場合には、次点の応募者を契約候補者とする。
- ⑤ 本件については、令和6年度予算の執行に係る企画提案競技であるため、契約候補者の決定後、尼崎市議会において同年度予算案が可決されることを条件として、同年4月1日に契約を締結する。ただし、予算案が可決されなかった場合は契約を締結しないこととし、参加者に損害が生じた場合でも、本市はその損害の負担を負わないものとする。

7 その他

提出された応募資料一式及び本業務委託について、情報公開請求があった場合には、尼崎市情報公開条例第7条第1号から第6号に該当する場合を除き、原則公開する。

以 上